

IT 投資促進税制と企業行動

—企業による特別償却と税額控除の選択—

川 口 真 一

要 旨

政策税制（租税特別措置）を実施するにあたり、企業行動を把握することは極めて重要である。なぜなら、資本規模等が異なれば、企業による節税行動や資金調達方法、配当政策等の戦略も異なるため、政策税制に対する企業のリアクションも同一ではないと考えられるからである。租税政策に企業行動を織り込むことは、政策効果を高めるためにも重要であるが、わが国の政策税制に関する企業行動の検証は必ずしも十分とはいえない。

2003年の税制改正において導入されたIT投資促進税制は、企業がIT関連設備を取得した場合、税額控除と特別償却のどちらかを選択することができる。企業は、税額控除よりも特別償却を選択した方が一時的により多くのキャッシュフローの増加を図ることができるため、資金制約の強い小規模な企業ほど特別償却を選択すると考えられる。

したがって、本稿の目的は、資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を利用して、資金制約を緩和し設備投資資金を確保しているという仮説を検証することにある。しかし、2000年度から2004年度までのパネルデータを用いて分析を行った結果、税制改正後は大規模な企業ほど特別償却制度を利用していることが明らかとなり、本稿の仮説は棄却された。仮説が棄却されたことにより、小規模な企業は節税効果の観点から特別償却よりも税額控除を利用している可能性が明らかとなった。つまり、IT投資促進税制に対して小規模な企業ほど節税行動をとっていたのである。

目 次

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| I. はじめに | IV. 企業による特別償却と税額控除の選択 |
| II. 設備投資と法人税に関する先行研究 | 1. データ |
| III. 法人税における租税特別措置 | 2. 仮説の提示と分析モデル |
| 1. 租税特別措置とは | 3. 推定結果とその解釈 |
| 2. 設備投資減税の立法化の経緯 | V. 結論 政策的インプリケーション |

I. はじめに

バブル崩壊後の日本経済は低迷を続け、民間設備投資の落ち込みと消費支出の伸び悩みによりなかなか景気回復には至らなかった。そういった状況の中、低迷した消費と投資を回復させ、日本経済の長期的な成長をもたらすべく提案が2002年の経済財政諮問会議でなされた。経済財政諮問会議では、「経済活性化戦略」「税制改革」「歳出構造改革」を三本柱として諸施策が提案され、その中でも「税制改革」に関しては、日本経済の活力を促すことを目的として、設備投資減税を中心とする経済活性化策が検討されたのである。

そして、翌年の2003年の税制改正において、わが国企業の国際競争力の強化や産業構造改革のためには、21世紀をリードする産業・技術を見据えた政策税制が必要であるとして、設備投資・研究開発に関する租税特別措置が導入された。特に設備投資減税においては、その大部分がIT投資促進税制に充てられており、初年度は約6,000億円規模の減税額であった¹⁾。IT投資促進税制の特徴として、企業がIT関連設備を取得した場合、税額控除と特別償却のどちらかを選択することができる。このような制度選択が用意されたことで、企業は状況に応じた設備投資減税の利用が可能となる。

2005年6月に経済産業省商務情報政策局から公表された「IT投資促進税制の経済効果について」によると、アンケート調査を行った企業のうち税額控除を利用したのは全体の51%、特別償却を利用したのは8%、税額控除と特別償却の両方を利用したのは3%、そして33%は何も利用していない、となっており、大部分の企

業が税額控除を利用しているという結果になっている²⁾。確かに節税効果という観点から考えると、特別償却よりも税額控除を選択した方が長期的には合理的といえる。しかし、必ずしも企業は節税効果だけを目的として行動するとは限らない。なぜなら、企業によって資金制約など置かれている状況は異なるため、企業はそれに応じた独自の戦略の下で行動すると考えられるからである。

IT投資促進税制の効果とは、税額控除については減税分だけ投資収益率を引き上げることによって投資の促進をもたらす、特別償却制度は設備投資を行った初年度にキャッシュフローを増加させることによって投資の促進をもたらすものである。企業が税額控除を利用した場合、設備投資額の10%が法人税額から直接控除されるのに対して、特別償却を利用した場合³⁾には初年度のみ対象投資額の50%が課税所得から控除される⁴⁾。さらに、税額控除は当期法人税額の2割を限度額としているのに対して、特別償却には限度額は設けられていない。つまり、企業は税額控除よりも特別償却を選択した方が一時的により多くの税負担の軽減、キャッシュフローの増加を図ることができるのである。よって、IT投資を行うにあたり、資金制約の状況にある企業が特別償却を選択すると考えられる。

企業の資金制約に関する先行研究として、三井 [1995]、細野・渡辺 [2002]、TRAN [2005] 等があげられる。三井 [1995] では、中小企業は資金調達を増加させると平均的な資金コストが上昇するという意味で資金制約に直面しており、その制約は内部資金が多くなるほど緩和されるという計測結果が得られている。次に細野・渡辺 [2002] によると、企業の正味資産と

投資率の間に正の相関があり、この正の相関は金融引締め期に強まることが示されている。この傾向は、企業規模でいえば中堅・中小企業で顕著であることが明らかとなっている。

TRAN [2005] によると、財務省「法人企業統計」の産業レベルのデータを使用して設備投資関数の推計を行った結果、設備投資へのキャッシュフローの弾力値は企業規模が小さいほど大きいことが示されている。この結果については、比較的規模の小さい企業の場合には情報の不完全性や非対称性に伴うエージェンシー問題がより深刻であることから、設備投資がキャッシュフローに制約される程度が大きいと解釈されている。以上の先行研究は、企業の規模が小さいほど設備投資に対する資金制約が強いことを示唆しているのである⁵⁾。

したがって、本稿では、「資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を利用して設備投資資金を確保している」という仮説をたて、これを検証することにした。従来の租税特別措置に関する分析は、田近・油井 [1984⁶⁾, 1989⁷⁾]、林 [1991⁸⁾] および和田 [1992⁹⁾] などマクロデータを使用したものであり、主に節税効果の観点から租税特別措置が税負担に与える影響を分析するものであった。それに対して、本稿は資金制約の観点からIT投資促進税制に対する企業のリアクションを分析するものである¹⁰⁾。具体的には、2000年度から2004年度までのパネルデータ（企業の財務データ）を用いて、企業による特別償却が税額控除かという制度選択を計量的に検証する。

II. 設備投資と法人税に関する先行研究

法人税は、企業利益への課税を通じて投資に影響を与えるものである。よって、企業の設備投資行動の分析が重要であり、それは大きく二つの流れによって分析されてきた¹¹⁾。第一は、Jorgenson [1963] から始まる新古典派の投資理論の流れを汲む資本コストの概念を用いた分析であり、第二はTobin [1969] が提示したqの概念を用いた分析である。さらに、これらの概念をもとに税制要因を考慮したものに改良され、分析がなされてきたのである。赤井 [2003] によると、これまで資本コストとq指標による設備投資行動の分析がなされてきたが、パフォーマンスが悪く、その分野での日本の実証研究は少ないとされている。また近年では、これらの指標以外の外部的な要因を考慮した日本の実証分析が盛んである。それは、情報の非対称性の存在を認め、資金調達方法の違いを考慮して資金制約などを反映したエージェンシーコストの変化を規定する要因を導入したものである。それらには、(1)キャッシュフローの設備投資への影響を考慮したものと、(2)資産価格の設備投資への影響を考慮したもの、などがあるとしている。

(1)のキャッシュフローの設備投資への影響を考慮したものは、具体的には資金調達方法の効果を考慮したものである。資金調達市場に情報の非対称性が存在する場合、資金調達方法が設備投資に影響を与える可能性は否定できない。内部資金の増加がエージェンシーコストを低下させ、設備投資を活性化する場合には、設備投資はキャッシュフローの大きさに依存する

ことになる¹²⁾。(2)の資産価格の設備投資への影響を考慮したものは、内部資金量ではなく自己資産の価値が信用供与量を増大させ、エージェンシーコストを引き下げる効果を持つという視点を導入したものである。キャッシュフローや資産価格の拡大が資金制約を緩和する場合、これら2つに影響を与える税制変更が結果として設備投資への影響をもたらすことも考えられる¹³⁾。

また、IT投資の経済分析に関する先行研究として、宮川・浜渦他 [2003¹⁴⁾]、宮川・浜渦 [2004] がある。この論文では、2003年度税制改正のうち投資税額控除に焦点をあて、すべての企業が税額控除を利用してIT投資を行った場合を想定して、どれだけIT投資が促進されるのかをシミュレーションしている。全産業の推計結果をみると、税制のパラメータが含まれている資本コストについては有意な結果が得られており、IT投資に関する投資減税を行えば、IT投資を促進するということが確認されている。さらに、利潤率とキャッシュフローを説明変数として取り上げた結果、利潤率よりもキャッシュフロー、つまり資金制約に左右される可能性が強いことが示されている。この結果は、減税分だけ投資収益率を引き上げる税額控除よりもキャッシュフローを増加させる特別償却制度の方がIT投資を促進する可能性を示唆するのである。それにもかかわらず、すべての企業が税額控除を利用した場合を想定して、設備投資減税によりどれだけIT投資が促進されたかをシミュレーションした分析は問題があるといえよう。つまり、シミュレーションにあたり宮川・浜渦 [2004] の分析は、資金制約を考慮していないのである。

Ⅲ. 法人税における租税特別措置

1. 租税特別措置とは

わが国の法人税制は、シャープ税制当初から次々と租税特別措置が導入され極めて複雑な税制となっている。一般に租税特別措置とは、特定の政策目的を実現するための手段であり、税制上の例外規定・特別規定により行われる税の軽減措置・優遇措置である。また制度的には、各種の引当金・準備金・特別減価償却・税額控除の4つから構成される。これらの措置は戦後の資本蓄積を促し、産業成長に重要な役割を果たしてきた。租税特別措置は企業にとって産業政策という外的要因だけでなく、内的要因からも企業内部の資本蓄積（内部留保）を増加させ企業成長にも貢献してきたのである。しかし、これは経済政策・社会政策その他の政策的理由に基づくものとはいえ、「公平・中立・簡素」という租税原則からは反するものといえる。

法人税制の特例は、科学技術の振興、資源エネルギー対策、中小企業等の経営合理化・近代化、産業基盤の強化、地域開発の促進、公害対策などの政策目的により設けられており、これらの法人税に関する特別措置は機能的に大きく3つに分類することができる。第一は、法人税を軽減するもので、税額控除や一定の金額を損金の額に算入するものがある。第二は、法人税の課税の繰延べを行うもので、普通償却額を超えて償却を行う特別償却によるもの、積立額の一定限度額内の損金算入を認める準備金の形によるもの、資産の取得価額の圧縮を認めるいわゆる圧縮記帳の制度などがある。第三は、増収効果を持つもので、土地譲渡益追加課税、交際

費課税制度、移転価格税制およびタックス・ヘイブン対策税制などがある。設備投資減税が企業の税負担に与える効果のうち、第一に属する税額控除は税負担を確実に軽減する免税措置であり、第二に属する特別償却は税の支払いを先送りにする繰延べ措置と定義することができる。

2. 設備投資減税の立法化の経緯

本節では、設備投資減税の立法化の経緯について、近年における税制調査会の「税制改正に関する答申」をもとに租税特別措置の観点から考察を行いたい。

まず「平成13年度の税制改正に関する答申」では、租税特別措置・非課税等特別措置について検討されている。答申では、租税特別措置は基本的に特定の者の税負担を軽減することにより、特定の政策目的を実現する政策手段の一つであるが、公平・中立・簡素という原則に対する例外措置であると述べられている。よって、政策目的自体に国民的合意があるのか、政策手段として税制を用いることが適当か、などについて十分に吟味していくことが必要であり、さらに創設後長期間にわたっていないか、利用の実態が低調になっていないかといった観点から不断の見直しも必要であるとしている。特に、景気対策として講じられた措置については、経済情勢の変化に応じた見直しが重要であると指摘している。以上のような観点から、租税特別措置等については、徹底した整理・合理化を進めていくことが必要であると結論づけている。

翌年の「平成14年度の税制改正に関する答申」では、以下のように述べられている。租税特別措置等は特定の個人・企業の税負担を軽減することにより、経済政策、社会政策等の特定の政策目的を実現するための政策手段である。

しかし、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置として設けられているため、租税原則の観点から、租税特別措置等を常に見直し、課税ベースを拡大していく必要がある。また、経済社会が急速に変化し多様化する状況においては、個人・企業の自由な活動を通じて、効率的な資源配分が可能となる環境を整備することが重要である。そして、これまで税制を政策的に活用してきた結果、現行の税制に歪みが生じて効率的な資源配分が妨げられているため、租税特別措置等の見直しにより税制を個人・企業の経済活動に対して中立的なものとするのが極めて重要であると主張している。

さらに、歳出面で補助金などの思い切った見直しが行われている中で、実質的に補助金の裏返しである租税特別措置等は、ゼロベースからの見直しを含め、従来にない大幅な整理・合理化を行わねばならない。よって、個々の措置について具体的に見直す際には、(1)政策目的・効果、(2)政策手段としての適正性、(3)利用実態、という3つの視点から明確な基準が必要であるとしている。

さらに、「平成15年度の税制改正に関する答申」では、今後の法人税とそれに関する租税特別措置について、次のような方向性が示された。まず法人税は、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきであり、法人税率については既に先進国並みの水準となっていることから、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。また所得税、消費税と並んで基幹税である法人税の負担水準の見直しについては、今後他の先進国との税率のバランスを踏まえ、所得税、消費税を含む税体系全体のあり方を見直しの中で検討すべきである。そして、既存の租

税特別措置等については、わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるために統廃合を大胆に進め、真に有効な政策税制を集中・重点的に講じる必要があるとしている。その一環として、21世紀をリードする戦略分野の成長を支援する設備投資・研究開発に関する租税特別措置が導入されたのである。これまでの一般的な投資促進税制は、競争力を失う産業にも優遇措置を与え、構造改革に逆行しかねないため、真に有効な分野に集中・重点化した投資促進税制を創設するとして、主に以下のような措置を導入した。

a. IT 投資促進税制の創設

IT 関連設備の取得等をした場合に、50%の特別償却または10%の税額控除制度を創設する。

b. 開発研究用設備の特別償却制度の創設

研究開発用設備の取得をした場合に、50%の特別償却を創設する。

また、厳しい経済状況の下、研究開発の分野でも合理化・効率化が進められる中で、研究開発支出が「増加」した場合に税額控除を行う現行制度が有効に機能しなくなっている面があることから、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度を導入した。その際、研究開発支出を増加させるインセンティブを高める観点から、基本的に売上高に占める研究開発支出の比率が高いほど、税額控除率を高く設定している。具体的には以下のような内容となっている。

c. 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設

試験研究費の総額の一定割合（8%から10%とする。ただし、時限措置として2%上乗せして10%から12%）を税額控除する制度を増加試

験研究税制との選択制で創設する。

d. 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設

研究開発税制において、産学官連携の共同研究・委託研究について、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。

e. 中小企業技術基盤強化税制の拡充

研究開発税制において、中小企業に対し、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。

政府は、租税特別措置の整理・合理化を図る一方、経済社会の活性化と構造改革のために有効な政策税制への集中・重点化を図る必要があるとして、このような研究開発・設備投資減税を導入したのである。

「平成16年度の税制改正に関する答申」では、「官から民へ」の改革が進むなか、個人・企業の活動に対する政府の関与を見直すことが課題となっており、税制についても、個人や企業の選択に中立で歪みをもたらさないことを基本とすべきであると述べられている。さらに、「平成17年度の税制改正に関する答申」では、今後、研究開発・設備投資減税の有効性を検証しつつ、経済・財政状況、わが国の税負担の水準や税体系全体のあり方との関連、他の先進諸国との税率バランスを踏まえ、総合的に検討すべきであるとしている。そして、「平成18年度の税制改正に関する答申」では、2006年3月末に期限切れとなるIT投資促進税制の廃止が提言されたのである¹⁵⁾。

却額の合計額となる。

$$\begin{aligned} \text{減価償却実施額 (W)} = \\ \text{普通償却額} + \text{特別償却額 (S)} \cdots \cdots (1) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{特別償却額 (S)} = \\ \text{減税対象となる設備投資額} \times 50\% \cdots \cdots (2) \end{aligned}$$

なお、使用するデータベースから入手できるデータは、普通償却額と特別償却額が合算された減価償却実施額 (W) なので、特別償却額 (S) は以下の(3)式で導出することができる。

$$\begin{aligned} \text{特別償却額 (S)} = \\ \text{減価償却実施額 (W)} - \text{普通償却額} \cdots \cdots (3) \end{aligned}$$

また、以下の(4)式のように減価償却実施額に占める特別償却額の割合を特別償却比率と定義する。

$$\begin{aligned} \text{特別償却比率} \left(\frac{S}{W} \right) = \text{特別償却額 (S)} \\ \div \text{減価償却実施額 (W)} \cdots \cdots (4) \end{aligned}$$

2. 仮説の提示と分析モデル

本節では、「資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を利用して設備投資資金を確保している」という仮説を計量的に検証する。特別償却と税額控除の選択にあたり、企業は積極的に特別償却制度を利用することによって、設備投資取得年度のキャッシュフローを増やすことができる。つまり、IT 投資に対して取得価額の10%の税額控除を選択するよりは50%の特別償却を選択する方が、企業にとっては一時的に大きな税負担の軽減をもたらすため、より多くの投資資金を確保することができるのである。特別償却が企業のキャッシュ

IV. 企業による特別償却と税額控除の選択

1. データ

分析で用いるデータは「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」の株式公開企業・株式非公開企業の企業財務本決算の2000年度から2004年度版のパネルデータである。このデータベースはわが国の法人企業を対象として、有価証券報告書をもとに貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書・財務指標データ等に分類されており、多くの項目のデータが掲載されている。ところで、赤字企業は税額控除を利用できないため、制度選択にあたってはまず黒字かどうかが重要となる。よって本分析では、資本金100億円未満の有価証券報告書提出会社（株式公開企業・株式非公開企業）における5期連続黒字企業の財務データ（1,358社）を使用した。これらの企業の数値データをもとにしてパネル分析を行う。

ここで、実証分析で用いるデータとその算出方法を述べる。まず減価償却の実施額は(1)式のように普通償却額と租税特別措置による特別償

図表1 分析で使用するデータ

掲載箇所	科目
企業属性	東証業種名 東証業種コード
貸借対照表・資本の部	資本金
その他項目	減価償却実施額 (特別減価償却額を含む)
財務指標データ (付加価値分析)	減価償却費

〔出所〕「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」企業財務本決算データより作成。

ローを増加させ、それにより投資の促進効果をもたらすのであれば、相対的に資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を選択すると考えられる。ここでは、本稿の仮説を検証するにあたり、産業をコントロールしたうえで、税制改正後は資本規模が小さい企業ほど特別償却比率が高いかどうか、という実証分析を行いたい。それに対応した計量モデルとして、以下のような推計式を設定する。

[推計式]

$$\frac{S}{W}_{i,t} = \alpha + \beta \ln SCA_{i,t} + \gamma (\ln SCA_{i,t} \times DV_t) + \delta (IND_i \times \ln SCA_{i,t}) + \theta (IND_i \times DV_t \times \ln SCA_{i,t}) + \varepsilon_{i,t} \dots \dots \dots (5)$$

{ $\frac{S}{W}$: 特別償却比率 α : 定数項 $\ln SCA$
: 資本金 (対数値) IND : 産業ダミー
 DV : 税制改正ダミー ε : 誤差項 }

この推計式は、税制改正後に資本規模が小さい企業ほど特別償却比率が高くなることを検証するものである。まず被説明変数として特別償却比率 ($\frac{S}{W}$) を用いている。本来は、特別償却が適用されるのはIT減税だけではないため、変数をコントロールしてIT減税による特別償却比率を示すべきである。しかしながら、データの制約上、IT減税の対象となる特別償却額のみを取り出すことができなかつたため、その他の特別償却額も含めた特別償却比率を用いることにした。次に、説明変数には資本金 ($\ln SCA$)、税制改正ダミー (DV) と資本金 ($\ln SCA$) の交差項を取り上げた。また、産業をコントロールするとともに各産業別の影響をみるため、各産業ダミー (IND) と資本金 ($\ln SCA$) の交差項、そして各産業ダミー (IND) と税制改正ダミー (DV) と資本金

($\ln SCA$) の交差項も取り上げた。なお、 DV は税制改正のダミーであり、税制改正前の企業の財務データ (2000年度・2001年度・2002年度) については0であるが、税制改正後のデータ (2003年度・2004年度) については1であるようなダミー変数となっている。

パラメータ β は資本規模が特別償却比率に与える影響を示し、パラメータ γ は税制改正後の資本規模が特別償却比率に与える影響を示している。パラメータ γ が負の値ならば、仮説どおり税制改正後は資本規模に応じて特別償却比率が小さくなることを意味する。さらに、パラメータ δ とパラメータ θ は各産業における資本規模が特別償却比率に与える特有の効果を示している。仮説が支持されるためには、税制改正後の影響を示すパラメータ γ が負で有意な値となることが期待される。

3. 推定結果とその解釈

仮説に関する推定結果をみると、Hausman Testの結果、ランダム効果モデルが選択されることがわかる。よって、図表2はランダム効果モデルの推定結果のみを示している。この推定結果をみると、パラメータ β は正の値を示したが有意でなかった。それに対して、税制改正後に資本規模が特別償却比率に与える影響を示すパラメータ γ は、正で有意な値 (0.0023) となっている。また、パラメータ δ については、いくつかの産業で有意な値を示したが、パラメータ θ はすべての産業で有意な値とはならなかった。また、定数項の産業ダミーについては、すべての産業で有意ではなかつたため省略した。以上の結果は、税制改正後は資本規模が大きくなるほど特別償却比率が大きくなり、各産業における特有の効果はみられないことを

意味している。

以上のパネル分析の結果から、税制改正後は大規模な企業ほど特別償却比率が高いことが示された。これにより、資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を利用して設備

投資資金を確保している、という本稿の仮説は棄却されたのである。特別償却制度が企業のキャッシュフローを増加させることによって投資の促進効果を図るものであれば、資金制約の強い小規模な企業ほど特別償却を選択すると考

図表 2 特別償却比率の推定 (推定期間: 2000年度から2004年度)

対数資本金	0.0059 (1.18)
対数資本金×税制改正ダミー	0.0023** (1.99)
産業ダミー1×対数資本金	0.0123*** (3.56)
産業ダミー2×対数資本金	0.0097** (2.21)
産業ダミー3×対数資本金	-0.0014 (-0.58)
産業ダミー4×対数資本金	0.0189*** (3.59)
産業ダミー5×対数資本金	0.0082** (2.09)
産業ダミー6×対数資本金	-0.0115 (-0.85)
産業ダミー7×対数資本金	-0.0136*** (-2.65)
産業ダミー1×税制改正ダミー×対数資本金	0.0052 (1.72)
産業ダミー2×税制改正ダミー×対数資本金	0.0037 (0.93)
産業ダミー3×税制改正ダミー×対数資本金	0.0005 (0.23)
産業ダミー4×税制改正ダミー×対数資本金	0.0022 (0.49)
産業ダミー5×税制改正ダミー×対数資本金	0.0047 (1.37)
産業ダミー6×税制改正ダミー×対数資本金	0.0097 (0.83)
産業ダミー7×税制改正ダミー×対数資本金	-0.0012 (-0.27)
定数項	0.0786** (2.20)
標本数	6455
自由度修正済み R ²	within 0.0049 between 0.0450 overall 0.0283
Hausman 検定	20.32 (0.1601)
モデル	ランダム効果モデル

(注) 1) 基準 (ダミーなし): 製造業 産業ダミー1: サービス業 産業ダミー2: 証券, 商品先物取引業・その他金融・不動産・保険業 産業ダミー3: 卸売・小売業 産業ダミー4: 建設業 産業ダミー5: 情報・通信業 産業ダミー6: 水産・農林・鉱業 産業ダミー7: 流通業

2) **は5%有意, ***は1%有意。

3) 説明変数の () 内は t 値, Hausman 検定の () 内は p 値。

えられる。しかし、本稿の仮説が棄却されたことによって、小規模な企業はIT投資促進税制に対して資金制約の観点から行動していない可能性が明らかとなった。

V. 結論 政策的インプリケーション

本稿では、相対的に資金制約が強いと考えられる小規模な企業ほど特別償却を利用して、設備投資資金を確保しているという仮説を検証した。パネル分析の結果、税制改正後は大規模な企業ほど特別償却比率が高いことが明らかになった。これにより本稿の仮説は棄却されたのである。

本稿の仮説が棄却されたことにより、小規模な企業は節税効果の観点から、特別償却よりも税額控除を利用している可能性が明らかとなった。つまり、IT投資促進税制に対して小規模な企業ほど節税行動をとっていたのである。資本規模が異なれば、企業によって節税行動や資金調達方法、配当政策なども異なるため、政策税制に対する企業の反応は必ずしも同一ではないと考えられる。租税政策に企業行動を織り込むことは政策効果を高めるためにも重要であるが、これまでわが国の政策税制に関する企業行動の検証は必ずしも十分とはいえない。IT投資促進税制は時限的な措置であるため2006年3月で廃止となったが、新たに2006年4月から産業競争力のための情報基盤強化税制が創設された¹⁶⁾。この政策税制(租税特別措置)においても企業に特別償却と税額控除の選択を認めているため、今後の政策効果を検討するうえでも本研究は重要な意義を持つと考えられる。

また、本分析のような結果が得られた背景の

一つとして、資本規模の大きい企業ほど株式を上場している企業が多いため、配当政策を重視した経営を行っていることが考えられる。企業が特別償却制度を利用すると、設備投資に費やしたコストを早めに費用計上することが可能となり、その分将来に利益として計上することができる。たとえ将来業績が悪化したとしても、毎年安定した配当を行いたい大規模な株式公開企業は、費用を前倒しすることで将来の利益を確保し、配当に備えるのである。さらにもう一つの要因として、株式公開企業はキャッシュフローを重視した経営を行っていることが挙げられる。なぜなら、株式を公開している企業は、2000年から有価証券報告書にキャッシュフロー計算書を記載することが義務付けられており、企業価値を算定するうえでもキャッシュフローは重要な指標として用いられているからである。近年キャッシュフロー経営を重視する傾向が強まり、利害関係者に対し自社の資金構造を幅広く公表している。このような状況の下で、大規模な企業はキャッシュフローを増やすために、特別償却制度を積極的に利用していると推測される。

最後に、実証分析に残されている問題点を指摘したい。本分析により、なぜ大規模な企業が特別償却を選択する傾向があるかについては、配当政策やキャッシュフロー経営などの可能性を述べるにとどまり、その要因については計量的に明らかにしていない。これらの企業がどのような要因で制度選択を行っているのかを分析する必要があるが、それは今後の課題としたい。

参考資料

図表 3 法人関連税制（租税特別措置による減収額）

改正事項	平成15年度の減税額
(1) 研究開発減税（中小企業分除く） 試験研究費の総額に係わる特別税額控除制度の創設など	▲5,470
(2) 設備投資減税（中小企業分除く）	
①IT 投資促進税制の創設	▲4,370
②開発研究用設備の特別償却制度の創設	▲ 900
（小計①+②）	（▲5,270）
(3) 中小企業支援	
①中小企業技術基盤強化税制の拡充	▲ 30
②IT 投資促進税制の創設等（中小企業分）	▲1,450
③同族会社の留保金課税の不適用措置の見直し	▲ 380
④交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 170
⑤小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設	▲ 270
（小計①+②+③+④+⑤）	（▲2,300）
合計額	▲13,040

〔出所〕財務省財務総合政策研究所編 [2003], 51頁。

注

- 1) 研究開発設備については、900億円程度の減税額となっている。
- 2) しかし、このアンケート調査では税額控除を利用した企業の詳細までは調査されていない。
- 3) たとえばパソコンなど耐用年数が4年の設備に投資した場合、定率法による償却を行うと、初年度の償却率は普通償却分の43.8%と特別償却分の50%を合計した93.8%の償却を行うことができる。
- 4) 実効税率を40%として計算すると、この特別償却制度は初年度のみ設備投資額の20%を法人税額から直接控除する税額控除と同じ効果を持つ。
- 5) 平成11年度版の中小企業白書 [1999] では、経済産業省「企業活動基本調査」を用いて企業規模別にキャッシュフローが設備投資に与える影響を分析している。この推定結果によると、キャッシュフローは大企業よりも中小企業の設備投資に対して強い影響を及ぼしており、また設立以来蓄積されてきた総内部資金よりも単年度の内部資金の方が設備投資に対して強い影響を及ぼすことが明らかとなっている。この結果もまた、資本規模が小さい企業ほど資金制約が強いことを意味している。
- 6) 田近・油井 [1984] では、戦後日本の法人優遇税制の概要を明らかにした上で、国税庁編「税務統計から見た法人企業の実態」のデータを用いて、繰延べ型の主要な制度、非課税引当金・準備金制度および特別償却制度の利用および効果を定量的に分析している。
- 7) 田近・油井 [1989] では、日米ともに税務統計のマクロデータを使用し、非課税引当金・準備金や特別償却等の課税繰延べ措置を考慮して日米の平均実効税率を比較している。
- 8) 林 [1991] では、田近・油井と同様に「税務統計から見た法人企業の実態」のデータを使用して、法人税に関する各種個別の措置が資本規模の異なる企業に対していかなる影響を与えるかを、税負担率または節税率の指標を用いて検討している。
- 9) 和田 [1992] では、租税特別措置が企業の資本充実に与えた影響について、主に準備金・引当金を取り上げて考察を行っている。
- 10) また、法人税に関する税制改正の研究は、1998年度の税制改正を分析したものは存在するが、2003年の税制改正については外形標準課税を扱ったものを除いては殆ど存在しない。この点からも設備投資に関する租税特別措置を取り上げることに意義がある。
- 11) これについての詳細なサーベイは赤井 [2003] を参照されたい。
- 12) 資金調達問題にかかわる設備投資関数の実証分析として、宮川 [1997]、小川・北坂 [1998]、Sekine [1999]、鈴木 [2000]、堀内・花崎 [2000]、および永幡・関根 [2002] などがある。
- 13) キャッシュフローを拡大させる制度として、特別償却制度・準備金・圧縮記帳などの租税特別措置が挙げられる。
- 14) この論文は、Jorgenson の投資理論に基づいた定量

的な分析を行ったものである。実証分析では、内閣府経済社会総合研究所の潜在成長力プロジェクトチーム（主査：深尾京司一橋大学教授）で作成された JIP (Japan Industry Productivity) データベースが用いられている。分析結果によると、投資減税は資本コストの低下を通じて投資を増加させるといった効果を持つことが示されている。また、シミュレーション分析の結果、IT投資を行った企業が10%の投資税額控除を活用すると6.4%から8.5%の幅でIT投資を増加させるという結論が得られている。

- 15) 日経金融新聞11月28日の記事によると、IT投資促進税制には、課税当局を中心に「ファクスを買っただけで減税となるのは企業を優遇しすぎ」と対象範囲が広すぎることに批判があり、この措置の延長見直しを検討された。
- 16) 情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤強化のための税制上の措置である。

参考文献

- 赤井伸郎 [2003], 「設備投資行動と法人税効果：展望—実証分析手法のサーベイ—」『経済活力と税制—金融関連税制を中心に—』, 金融調査研究会報告書31, 11月, 33-54頁。
- 岩崎勇 [2001], 『すぐわかる税効果会計』, 一橋出版。
- 小川一夫・北坂真一 [1998], 『資産市場と景気変動』, 日本経済新聞社。
- 財務省財務総合政策研究所編 [2003], 『財政金融統計月報613 平成15年度予算特集』, 国立印刷局, 5月。
- 鈴木和志 [2000], 「金融・資本市場の不完全性と設備投資」吉川洋・大瀧雅之編『循環と成長のマクロ経済学』第5章, 東京大学出版会。
- 政府税制調査会 [1996], 「法人課税小委員会報告」。
(<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>)
- [2000], 「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」。
(<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>)
- 田近栄治・油井雄二 [1984], 「戦後日本の法人税制と設備投資—法人税軽減率の業種別計測を中心に—」『季刊現代経済』No.40, 日本経済新聞社, 26-40頁。
- [1989], 「日米法人企業の税負担—平均実効税率の計測—」『経済研究』第40号, 岩波書店, 2月, 20-33頁。
- 永長正士編 [2004], 『図説 日本の税制 平成15年度版』, 財経詳報社。
- 永幡崇・関根隆俊 [2002], 「SNA統計を用いた「トービンのq」の計測結果の違いについて」『日本経済研究』第45号。
- 西野万理 [2003], 「政策税制と構造的法人税制改革—2003年度税制改正によせて—」『税経通信』第58(1), 税務経理協会, 1月, 81-87頁。
- 林正壽 [1991], 「法人所得税の法人規模別負担率」『法人所得課税論』, 同文館出版, 135-166頁。
- 原田信行 [2002], 「SNA統計を用いた「トービンのq」の計測結果の違いについて」『日本経済研究』第45号, 262-268頁。
- 細野薫・渡辺勉 [2002], 「企業バランスシートと金融政策」『経済研究』Vol.53, No.2, April。
- 堀内昭義・花崎正晴 [2000], 「金融システムと企業経営統治」吉川洋・大瀧雅之編『循環と成長のマクロ経済学』第5章, 東京大学出版会。
- 三井清 [1995], 「中小企業の設備投資と資金調達—資金制約と政策金融の機能—」『郵政研究レビュー』第6号, 3月。
- 宮川努 [1997], 「設備投資理論の進展と実証分析の多様性」浅子和美・大瀧雅之編『現代マクロ経済動学』第8章, 東京大学出版会。
- 宮川努・浜瀧純大・中田一良・奥村直紀 [2003], 「IT投資は日本経済を活性化させるか—JIPデータベースを利用した国際比較と実証分析—」, ESRI Discussion Paper Series No.41。
- 宮川努・浜瀧純大 [2004], 「わが国IT投資の活性化要因—JIPデータベースを利用した国際比較と実証分析—」, 『経済研究』Vol.55, No.3, 245-260頁。
- 和田八束 [1992], 「企業資本充実と租税特別措置」

- 『租税特別措置』, 有斐閣, 127-147頁。
- Auerbach,A.J. [1983], "Corporate Taxation in the United States," *Brookings Papers on economics Activity*, Vol.2, pp. 415-513.
- Auerbach,A.J.and D.W.Jorgenson [1980], "Inflation-Proof Depreciation of Assets," *Harvard Business Review*, Vol. 58, Sept./Oct., pp. 113-118.
- Hulten,C.R. [1984], "Tax Policy and the Investment Decision, in Tax Policy : a Further Look at Supply-side Effect," *American Economics Review*, Papers and Proceedings, pp. 236-241.
- Jorgenson,D.W. [1963], "Capital Theory and Investment Behavior," *American Economic Review*, 63.
- Sekine,T. [1999], "Firm Investment and Balance Sheet Problems in Japan," *IMF Working Paper*, WP/99/111.
- Tobin, J. [1969], "A General Equilibrium Approach to Monetary Theory," *Journal of Money Credit and banking*, 1.
- TRAN THI THU THUY [2005], 「日本企業の設備投資行動—日本の特徴およびコーポレート・ガバナンスの影響」博士論文, 一橋大学, 10月。
- (鳥取環境大学環境情報学部専任講師)